

- 現行の有害使用済機器保管等届出制度の点検を含む資源循環の推進に向けた取組や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に関する廃棄物処理法等の制度の点検・見直し等を行うため、「**廃棄物処理制度小委員会**」を令和6年12月に設置。
- 計6回開催された小委員会においては、**1.不適正ヤード問題への対応**（平成29年廃棄物処理法改正法附則に基づく検討）、**2.処理期限以降に覚知されたPCB 廃棄物の適正処理の確保の仕組み**、**3.災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検・見直し**（平成27年廃棄物処理法等改正法附則に基づく検討）について検討を重ね、以下の通り中間取りまとめを行った。今後、中間とりまとめを踏まえ、さらに必要な制度的措置の具体化を検討する。

I.不適正ヤード問題への対応

廃棄物又は有害使用済機器に該当しない雑品スクラップや廃鉛蓄電池等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障が生じていることを受けて、これらの適正な処理を確保するための全国で統一的な法制度の創設が必要。

① 制度の対象となる物品

- 廃鉛蓄電池等の個々の物品に鉛等の有害物質が含まれ、その不適正な保管・処理により生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものと、金属スクラップや雑品スクラップ等の一定程度集積して保管・処理されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものを対象とする。
- 物品が混在して保管されている状態やリチウムイオン電池を内包している等の物品の性質等を踏まえながら対象物品を精査し、包括的な定義付けを検討。

② 制度の内容

- 制度対象物品のそれぞれの性質に応じて、どのような制度を導入すべきか検討。
- 例えば、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準の検討。
- 特に、有害物質を含む廃鉛蓄電池等は、生活環境保全上の配慮がなされた一定の要件を満たす事業場でのみ解体等を行うことができる仕組みの検討。
- 実効性の高さや実務面での手続の負担、条例の制定状況や自治体からの要望等を総合的に考慮の上、適切な手法を検討。
- 本来の業務に付随して一時的な保管を行う場合等、適切な環境保全対策が講じられている場合に過度な負担とならないよう配慮。

③ 適正処理の確実性を高めるための措置

- 制度対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、帳簿への記載を義務付けること等により、トレーサビリティの仕組みを構築。

④ 適正処理の確保により、不適正輸出を防止するための仕組み

- 廃鉛蓄電池等について、国内処理原則を適用して国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を制度化。

⑤ 制度の実効性を高めるための措置

- 有害使用済機器保管等届出制度と比べて罰則を強化すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止。

II.PCB廃棄物に係る対応

高濃度PCB廃棄物の継続的な処理体制の確保とともに、低濃度PCB含有製品等にかかる管理の強化が必要。

① 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保

- 実証試験の結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、前処理設備の考え方を追加。
- 新たに発見された高濃度PCB廃棄物は都道府県知事への届出を義務付け（現行ルール継続）。特例処分期限等は廃止。発見後一定期間内の処分委託等を義務付けを検討。

② 低濃度PCB含有製品及び同疑い製品等に係る管理制度の創設

- 低濃度PCB含有製品等の管理の状況について、都道府県知事への届出を義務付け。廃棄の際には一定期間内の処分の委託を義務付けを検討。

③ 事務の見直し等

- 都道府県によるPCB廃棄物処理計画、保管及び処分の状況の公表義務を廃止。また、JESCO法の関係規定を見直す。

III.災害廃棄物への対応

自治体内に必要な体制を確保するとともに、マンパワーやノウハウが不足する状態にあっても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理ができるよう、平時の一般廃棄物処理と連動させつつ、発災時における災害廃棄物処理の実効性を高める仕組み等の構築が必要。

① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の規定整備

- 公費解体工事や廃棄物処理に係る事務等の全部又は一部について、横断的に調整支援する専門支援機能（機関）に関する規定を整備。災害廃棄物処理計画の策定・改定等の自治体の平時の備えについても同機能（機関）が支援を行う規定を整備。

② 災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

- 市町村が策定する一般廃棄物処理計画の規定事項に、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加。災害支援協定の締結を自治体の努力義務とするとともに、同協定に基づき委託を受けた民間事業者に対する災害時の委託基準の合理化等の特例措置を創設。
- 産業廃棄物の処理施設において、同協定に基づき同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置を拡充。

③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する廃棄物最終処分場に対する認定制度・優遇措置を創設するとともに、自治体が設置者に対して受け入れを求めることができる制度を創設。